司法書士に聞く　相続登記

静岡県司法書士会会員
沖野司法書士行政書士事務所
沖野　裕一郎（ゆういちろう）さん

相続登記が義務化

空き家問題が深刻化する中、令和6年4月から家や土地を相続する際、所有者は相続不動産の名義変更いわゆる「相続登記」が義務付けられました。相続によって取得した不動産を知った日から**3年以内に登記しなかった場合**、正当な理由がなければ、**10万円以下の過料**が科せられる可能性があります。

相続登記が義務化されて以降、相談の数も増えており、皆さんの意識が高まっていることを感じます。

住んでいるときから相談を

住む人がいなくなってからでは、相続人同士での話し合いに時間が掛かってしまうケースが多くあります。そうなってしまうと、家の状態も悪くなってしまい、管理上の問題が発生します。管理できなくなった空き家は、劣化が激しくなり、誰かに貸したり、売買することも難しくなります。さらには、近隣の人の迷惑となるほか、治安の悪化にもつながってしまいます。

気軽に相談してください

司法書士会では、毎月月末の水曜日に無料相談会を実施しています。すでに空き家でお困りの人は、まずは専門家に相談しましょう。

司法書士無料相談会

開催日時　毎月第４水曜日
（12月は第３水曜）
午後３時～５時

相談会場　市役所東館 プラザきくる

相談方法　対面による個別相談
（１組30分間）

予約受付　毎月１日（土日・祝の場合は翌開庁日）
午前８時15分～
問い合わせ先に電話、または
窓口で予約

問い合わせ　地域支援課（プラザきくる内 ☎35-0925）

■菊川市空き家バンクへの登録をお願いします

菊川市空き家バンクは、不動産関係事業者を通じて市へ提供された空き家の情報を登録・公開することによって物件の有効活用を図り、市への移住・定住や地域の活性化を促進するための制度です。空き家バンクに登録された物件の情報は、市が移住希望者などの空き家を必要とする人へ提供し、活用を図ります。

空き家の利活用を検討中の人は、ぜひ、空き家バンク制度を利用ください。

※空き家バンクへの登録申請は、不動産事業者が行います。申請をする場合は、
市長公室営業戦略係（☎35-0924）、またはお近くの不動産事業者に相談ください。

※空き家バンクの詳細は、市ホームページ（右記）をご覧ください。

実効性ある空き家対策の推進にむけて

萩田（たかひで）高秀　建設経済部参事 兼 都市計画課長

計画の見直しに着手します

令和5年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、管理されていない危険な状態の空き家に対するさらなる取り組みが求められています。

市の空家等対策の根幹である「菊川市空家等対策計画」を改定し、法改正により新たに定義された管理不全空家等への対応や特定空家等に対する手続きなどを盛り込みました。引き続き、適切な維持管理の指導を行っていきます。

相談機会の積極的な活用をお願いします

空き家に関する悩みは専門的かつ複雑で、一人で解決するには難しいものばかりです。市では空き家に関する相談会の開催に加え、今後は民間事業者との連携による利活用の拡大も視野に入れ、空き家の発生予防にも努めていきます。

空き家の困りごとは誰にでも起こりうることで、特別なことではありません。空き家問題を自分のこととして考えましょう。